

【資料 1】

令和 7 年度秋田県保育士等キャリアアップ研修事業業務委託 企画提案競技実施要領

秋田県教育庁 幼保推進課

この実施要領は、秋田県（以下「県」という。）が実施する令和 7 年度秋田県保育士等キャリアアップ研修事業業務委託（以下「業務委託」という。）に係る受託候補者を選定する企画提案競技に関して必要な事項を定めるものです。

1 業務委託内容

- (1) 業務委託名 令和 7 年度秋田県保育士等キャリアアップ研修事業業務委託
- (2) 業務の仕様等 別添【資料 2】業務仕様書のとおり
- (3) 委託予定期間 契約締結の日から令和 8 年 3 月 13 日まで
- (4) 委託料の上限 10,603,824 円（消費税及び地方消費税を含む）

2 実施スケジュール

- (1) 公募開始（書類交付開始公開） 令和 7 年 6 月 27 日（金）
- (2) 実施要領等に関する質問の受付期限 令和 7 年 7 月 7 日（月）正午まで
- (3) 上記質問に対する回答の提示（最終） 令和 7 年 7 月 9 日（水）
- (4) 参加資格確認申請書の提出期限 令和 7 年 7 月 11 日（金）午後 5 時まで
- (5) 参加資格の確認結果通知 令和 7 年 7 月 15 日（火）
- (6) 参加資格が認められない理由の請求期限 令和 7 年 7 月 17 日（木）午後 5 時まで
- (7) 企画提案書等の提出期限 令和 7 年 7 月 23 日（水）午後 5 時まで
- (8) 審査結果の通知 令和 7 年 8 月上旬予定
- (9) 契約締結 令和 7 年 8 月上旬予定

※プレゼンテーションは実施せず、書面審査のみを行います。

3 参加資格に関する事項

本業務委託に関する企画提案競技に参加できる者は、次に掲げる参加資格要件（以下「参加資格」という。）の全てを満たす者で、かつ、秋田県知事から参加資格の確認を受けた者とし

- （1）法人格を有する団体であって、本業務委託について十分な業務遂行能力を有すること。
- （2）本業務委託を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- （3）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- （4）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（同手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- （5）企画提案競技参加資格確認申請書の提出日において、県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
- （6）宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体ではないこと。

- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと。
- (8) 秋田県税に滞納がない者であること及び社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がない者（適用除外事業所を除く。）であること。

4 手続き等に関する事項

(1) 事務局（担当課）

秋田県教育庁 幼保推進課 調整・企画チーム

住 所：〒010-8580 秋田市山王三丁目1番1号

電 話：018-860-5127

FAX：018-860-5850

メールアドレス：youho@pref.akita.lg.jp

(2) 企画提案競技に関する書類の交付

応募に必要な書類は秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」に掲載します。

（交付期間）

令和7年6月27日（金）から7月11日（金）

（掲載ページ）

「美の国あきたネット」－「電子手続き・入札・補助金等」－「電子入札・入札・コンペ」

（交付書類）

【資料1】：企画提案競技実施要領（本書）

【資料2】：業務仕様書

【資料3】：企画提案書記載要領

【資料4】：企画提案競技審査要領

【資料5】：業務委託契約書（案）

《様式1》：実施要領等に関する質問票

《様式2》：企画提案競技参加資格確認申請書

《様式3》：会社概要整理票

《様式4》：企画提案競技参加辞退届

《様式5》：企画提案書提出届

(3) 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問は、「《様式1》実施要領等に関する質問票」により受け付けます。

① 受付期間

令和7年7月7日（月）正午まで

② 受付場所

（1）に記載した事務局

③ 提出方法

電子メールに限ります。

④ 回答方法

（2）に定める交付書類の掲載ページに掲載します。

⑤ 回答の掲載期日

随時掲載（最終掲載：令和7年7月9日（水））

（４）企画提案競技の参加資格確認申請等

企画提案競技へ参加を希望する者は、次の書類を提出期限までに提出し、参加資格の認定を受けてください。確認の結果、企画提案競技参加資格に適合するとされた者（以下「参加資格適合者」という。）に限り、企画提案競技に参加することができます。

① 提出書類

（ア）《様式2》企画提案競技参加資格確認申請書

（イ）《様式3》会社概要整理票（添付書類を含む）

② 提出期限

令和7年7月11日（金）午後5時

③ 提出場所

（１）に記載した事務局

④ 提出方法

電子メール、郵送又は持参

（ア）電子メールの場合は、（１）に記載の事務局アドレスあてに送信してください。

（イ）郵送の場合は、書留にて提出期限内必着とします。

（ウ）持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までの間とします。

⑤ 参加資格の確認結果通知

令和7年7月15日（火）までに、《様式2》企画提案競技参加資格確認申請書に記載の担当者アドレスあてに、電子メールにより結果を通知します。

⑥ 注意事項

提出書類に虚偽の記載が判明した場合は、参加資格を取り消します。

（５）企画提案競技参加資格の喪失及び辞退

参加資格適合者が、参加資格要件に該当しなくなったときは、参加資格を失います。また、都合により企画提案競技への参加を辞退するときは、速やかに「《様式4》企画提案競技参加辞退届」を（１）に記載する事務局へ提出してください。

（６）企画提案競技参加資格が認められなかった者に対する説明

企画提案競技参加資格確認の結果、参加資格が認められなかった者は、県に対し、電子メール（任意様式）によりその理由の説明を求めることができます。

県は、書面を受理した日から3開庁日以内に、説明を求めた者に対し、＜様式2＞申請書に記載される本申請書の責任者等の電子メールアドレスあてに、電子メールにより理由を説明します。

① 提出期限

令和7年7月17日（木）午後5時まで

② 請求先

（１）に記載する事務局

③ 提出方法

電子メール

（７）企画提案書等の提出

企画提案競技の参加資格適合者は、本実施要領、【資料2】業務委託仕様書、【資料4】企画提案書記載要領等の関係書類の記載事項に留意の上、企画提案書等を作成してください。

提出できる企画提案書は、1者につき1案までとします。

① 提出書類及び部数

- (ア) 《様式5》企画提案書提出届 正本1部
- (イ) 企画提案書(様式任意) 正本1部 副本4部
- (ウ) 経費見積書(様式任意) 正本1部
- (エ) 類似業務を受託した契約書の写し(該当者のみ1部)
- (オ) 研修テキストのサンプル(乳児保育分野) 5部
- (カ) 「賃金水準の向上」に関する取組を評価する資料(該当者のみ1部)
 - (i) 「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「1 給与所得の源泉徴収票合計表(375)」における区分「A 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄に記載の金額を「人員」欄に記載の人数で除した金額により比較する。
 - (ii) 秋田県内にある支店、営業所等を県域で一つの事業者として(i)に準じて、給与等受給者一人当たりの平均給与額により比較する。
 - (iii) 「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「1 給与所得の源泉徴収票合計表(375)」における区分「A 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」から役員報酬を除き、また、「人員」から役員を除いた人数で除した金額により比較する。
 - (iv) 秋田県内にある支店、営業所等を県域で一つの事業者として(iii)に準じて、役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額により比較する。

算出方法	区 分	提 出 書 類	
		税務申告に基づく場合	県域で一つの事業者とする場合
給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率	役員及び従業員が対象	(i) 直近年及びその前年(※)の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表	(ii) 税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類
	役員を除く従業員が対象	(iii) 税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類	(iv) 税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類
「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表		「パートナーシップ構築宣言」の写し	

※令和7年の場合は、直近年である令和6年及びその前年の令和5年。

(キ) 「女性の活躍推進」に関する取組を評価する資料(該当する場合のみ) 1部

- (i) 労働局の受付印が押印された一般事業主行動計画の策定・変更届の写し
- (ii) 知事が交付する秋田県えるぼしチャレンジ企業認定(※1)証の写し
- (iii) 法令に基づく認定(えるぼし、プラチナえるぼし、くるみん、プラチナくるみん、ユースエール)に関する労働局長が交付する認定通知書の写し
- (iv) 秋田県知事表彰(※2)の受賞に関する表彰状の写し(写真可)

※1 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和4年5月に創設した本県独自の認定制度で、女活法のえるぼし認定基準に掲げる女性の採用や女性の管理職比率等の数値目標を1つ以上達成し、えるぼしの認定取得を目指した実施計画を有する企業を対象としている。なお、「法令に基づく認定(女活法)」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点は行わないものとする。

※2 「秋田県知事表彰」は、「女性活躍・両立支援企業表彰」、「女性の活躍推進企

業表彰」、「子ども・子育て支援知事表彰」、「男女共同参画社会づくり表彰」とする。

② 提出期限

令和7年7月23日（水）

③ 提出場所

（１）に記載する事務局

④ 提出方法

郵送又は持参

（ア）郵送の場合は、書留にて提出期限内必着とします。

（イ）持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までの間とします。

⑤ 留意事項

（ア）経費見積書

（i）所在地、商号又は名称、代表者職氏名、見積書作成責任者の所属・職氏名・電話番号・電子メールアドレス、見積書作成担当者の所属・職氏名・電話番号・電子メールアドレスを記入し、秋田県知事宛で作成してください。

（ii）事業実施に要する経費について、積算項目の内訳（数量、単位、単価等）を明確に記載し、本業務の実施に必要となるすべての経費（消費税等を含む。）を具体的に記載してください。

（イ）提出書類は、原則として、日本工業規格A4判とします。

（ウ）図、表等、企画提案に必要な資料の添付は可とします。

（エ）経費見積書の金額が、委託額の上限を上回った場合は、審査の対象としません。

（オ）提出期限までに提出がない場合は、辞退したものとみなします。

（カ）一度提出した企画提案書等は、これを書換え、引換え又は撤回することができません。

（８）企画提案の無効

次のいずれかに該当する企画提案は、無効とします。

① 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）の各規定に該当する場合

② 誤字、脱字等により必要事項が確認できない場合

③ その他、企画提案競技に関する条件に違反したと審査会が判断した場合

5 企画提案競技の審査と委託候補者の選定方法

企画提案競技は企画提案者が1者でも実施することとし、その審査は、【資料4】企画提案競技審査要領に基づき、審査会が行います。

（１）審査方法

①提出された会社概要、企画提案書、経費見積書、その他の書類により審査を行います。

②審査員から質問があった場合は、事務局を通じて企画提案者に質問し、回答します。

（２）受託候補者の選定方法

企画提案競技審査要領により、基準点に達した者のうち、1番の順位となった者を受託候補者として選定します。

（３）結果の通知

審査の結果は、令和7年8月上旬（予定）までに、全ての企画提案者に電子メールにより通知します。また、4（2）に掲げる掲載ページにおいて公表します。

6 苦情の申し立て

候補者の選定の結果に関して不服がある場合には、5（4）の通知の翌日から起算して2日（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を含まない。）以内に、県に対して書面（任意様式）で申し立てることができます。この際の書面の提出先は、4（1）に記載する担当課です。

7 契約に関する事項

（1）契約書作成の要否

要

（2）契約の相手方及び委託契約金額

5により選定された受託候補者と、1（4）に定める委託額の上限の範囲内で契約条件を協議の上、契約を締結します。

ただし、5により選定された受託候補者が、正当な理由なく契約しないとき、手続きに虚偽があったとき又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査において次順位となった企画提案者と契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結するものとします。

（3）企画提案書等の取扱い

企画提案書等に記載された事項は、業務委託仕様書と合わせ、契約時の仕様書の一部として取り扱うものとします。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、県と受託候補者との協議により契約締結段階において内容を追加、変更又は削除し、委託内容を確定します。

（4）契約保証金

① 契約の相手方に決定した受託候補者は、秋田県財務規則（昭和39年秋田県財務規則第4号）第177条の規定により県に対して委託契約額の100分の10以上の額を契約保証金として納付し、又は、それに代わる担保を提出しなければなりません。ただし、秋田県財務規則第178条第3号の規定により、過去2年間の間に国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は、契約保証金を免除します。

② 受託者が支払った契約保証金は、秋田県財務規則第179条の規定により還付します。

8 公正な企画提案競技の確保

（1）企画提案者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

（2）企画提案者は、企画提案にあたっては、競争を制限する目的で他の企画提案者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければなりません。

（3）企画提案者は、本業務委託契約の締結前に、他の参加者に対して企画提案書等を開示してはなりません。

- (4) 企画提案者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案競技を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案競技に参加させず、又は企画提案競技の執行を延期し、もしくは取りやめることがあります。

9 その他

- (1) 企画提案及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 企画提案書等の取扱い
- ① 企画提案者が県に提出した企画提案書等の提出書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、企画提案者に帰属します。
 - ② 提出書類は返却しません。
- (3) 企画提案書等の提案内容に含まれる特許権など、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、企画提案者が負うものとします。
- (4) 企画提案競技に係る費用は、企画提案者（参加を希望した者を含む）の負担とします。
- (5) 受託者は、本業務委託に係る経費を明確に区分し、帳簿、支出書類等を整備するとともに、業務委託完了の日の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければなりません。